

琉球大学教授職員会ニュース第123号

2009年8月10日 シンポ「琉球大学事件とは何だったのか」号

琉球大学教授職員会 <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

会長：堺 英二郎（理学部），副会長：徳田 博人（法文学部）

事務局：中城口信号角 内線 2023 E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

シンポ「琉大事件とは何だったのか」に160名参加

7月26日に教授職員会と大学人九条の会沖縄共催で、シンポジウム「琉大事件とは何だったのか」が開催され、約160名の参加で成功しました。

第1部では、高良鉄美琉大法務研究科教授が、憲法学の立場から、琉大事件における市民的自由の侵害を、アメリカの事例などと比較しながら指摘されました。続いて、第1次の処分学生である、浜田富誠氏、中野憲一氏、上原清治氏がそれぞれの経験と現在の思いを語られました。特に浜田氏は、この事件について人前で語るができるのに56年もかかったこと、自分たちのやったことに後悔はしていないこと、遅くてもいいから真摯に対応し、謝罪と名誉回復を求めることを切々と話されました。上原氏は、処分理由の一つである原爆展開催について、後悔どころかむしろあの当時活動したことを誇りに思うと発言されました。

第2部では、第2次の処分学生である喜舎場順氏、沖縄大学名誉教授の新崎盛暉氏、沖縄タイムス記者の謝花直美氏が報告しました。喜舎場氏は、2007年に処分の取り消しが行われた際の伝達式に参加しなかったことについて説明し、自分たちの行動の出発点は米軍による土地強制収用への抗議であり、いまだに米軍基地が存続している限り、この問題は終

わっていないとする意思表示であると発言されました。新崎氏は、第1次の学生が行った原爆展のきっかけとなった『アサヒグラフ』1952年8月6日号の写真について、自身の受けた当時の衝撃について語られ、また琉大だけでなく、那覇高校などでも学生処分があったことを紹介し、米軍占領支配の拡がりを示唆しました。謝花氏は、ここ数年の取材から、占領期の沖縄の人びとの苦難と闘いについて取り上げ、今も続く苦しみと記憶を風化させてはならないことを強調しました。

教授職員会としては、この2年間での調査報告と現在の交渉の状況について説明し、米軍からの圧力の有無だけでなく、大学の規則の適用に問題はなかったのか、今日的な観点からすると処分は妥当といえるのか、また、学生が行った原爆展の先駆的意義などについて指摘しました。また、今後、このシンポの記録を含めて、資料集を出版する計画を報告しました。

フロアからも活発な意見があり、当時の体験の報告や大学のあり方にたいする提言、これからの運動の方向について多くの発言がされ、活動に賛同する方がたからたくさんのカンパを頂きました。

（小屋敷 琢己）

「シンポジウム 琉大事件とは何だったのか」に参加して

＜大入り満員の会場＞

7月26日午後1時30分、約100名程度のキャパシティを持った県立博物館講座室は、160名以上の参加者でごった返していました。途中の休憩時間に会場のレイアウトを変更して椅子の数を増やし、立ち見の参加者がやっと全員座れた程でした。学外からの参加者が過半数を占めている感じで、多くの市民の皆さんがこの事件に感心を持っているという印象を受けました。

＜当事者の訴えに直接触れて初めて判ること＞

壇上とフロアからの発言は、退学処分を受けた皆

さんが退学に値することは何もしていないことを多角的に明らかにしてくれました。また、参加してくださった、3名の当事者の発言に直接触れることで、理不尽な退学処分に対する無念さがヒシヒシと伝わってきました。特に、「就職活動や就職時に提出する履歴書に、高卒までの学歴しか書けなかった」という発言に、この事件に翻弄された当事者の皆さんの人生を垣間見た思いがしました。

＜関心を持って関わろう＞

今回のシンポジウムに参加して、当事者がお元気なうちに何とかしなくてはいけないという思いを新たにいたしました。今後に関心を持って関わろうと思います。

（大倉 信彦）

過半数代表者選出の結果について

8月3日(月)から5日(水)の日程で行われた過半数代表者の選出のための投票で、上原事業場(医学部・附属病院)では投票総数が過半数に達せず立候補者を立てるところからやり直すことになりました。一方、千原事業場は大城氏が過半数551票に対して552票でかろうじて選出されました。

上原事業場で過半数代表者が選出されなかったことで、一時金引き下げが9月以降まで法的に裏付けされない見込みになりました。

今回の過半数代表者の選出については、当局の無法なやり方が労働基準監督署に認められなかったことを受け、当局と三者連絡会との間で交わされた確認書に基づいて実施されることになったにもかかわらず、当局が一方向的に選出の日程を定め、誠実な交渉を行わなかったため、三者連絡会は協力できないことを表明しました(三者連絡会ニュース第30号)。

当局側は多くの部局で執拗とも言える投票への動員をかけました。労働基準法では、就業規則の変更については、過半数代表者の意見を付して労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。しかし、このときに過半数代表者が反対意見を出しても変更が認められることになっています。そのため、当局は、過半数代表者が選出されることにこだわったのです。

当局側のこのような動きにもかかわらず上記の結果になったことは、この間の当局側の不誠実なやり

方に対する批判が広範にあることを示しています。

この結果を受け、確認書に基づいて、一時金引き下げによって生じた財源の使途と今回の不利益変更措置に対する代償措置を含む労働条件の改善について、誠実に交渉を行うことをあらためて当局に要求します。

8月7日(金)に当局と三者連絡会との交渉が予定されています。その場で三者連絡会は、(1)7月29日に提出した「期末手当及び勤勉手当削減によって生じる財源の使途に関する要請」に対する回答、(2)事前の事務折衝で要請した資料の提出、(3)授業料免除と一時金引き下げ財源の使途との切り離し、(4)過半数代表者の選出などにより法的に裏付けを確立した後に一時金引き下げ財源を執行すること、などを要求することとしています。

新聞等で報道されていますように、人事院は、8月11日に出される予定の勧告において、中高年層の俸給表をマイナス改定し、期末・勤勉手当を4.50ヶ月から0.35ヶ月引き下げる方針を固めています。

したがって、今回の夏季一時金引き下げ問題は、冬季一時金や給与そのものと一体のものとして、一時的措置にはとどまらない問題であることが明らかになっています。教授職員会は、三者連絡会と緊密に連携して引き続き重点課題としてこの問題に取り組んでいきますので、会員の皆さまのご協力、ご支援をよろしく申し上げます。 会長・堺 英二郎

新執行部から会員の皆さまへ(下)

企画担当 井上 間従文 (法文学部・比較文学、アメリカ文学) 法文学部国際言語文化学科にて2008年4月より比較文学とアメリカ文学を教えている井上間従文(まゆも)です。着任後1年半が経過したなかで、大学の仕組みや課題などを日々学びながら、今回執行部に参加することとなりました。皆さんと難題に取り組みながらも、企画担当の一人として楽しい教授職員会づくりに貢献できれば、と思っています。

庶務HP担当 藤田 和彦 (理学部・地球科学) 今年度庶務で主にホームページ(HP)の更新を担当いたします藤田です。教授職員会のHPを情報公開の場や資料の保管の場として位置づけ、迅速かつ正確に情報を更新するとともに、会員の皆様が必要な情報をいつでも検索・閲覧できるようにしていきたいと考えています。また、同じ若手教員の方々や最近入会された会員の方々にも教授職員会の活動にもっと関心を持ってもらえるようなページにしていきたいと考えています。ぜひ一度HPをご覧ください、教授職員会の活動に今以上のご理解とご支援をよろしく願いいたします。

庶務広報担当 亀山 統一 (農学部・森林保護学) 今年度、意外にも教授職員会の執行部に選出され、そうであれば得意な分野で貢献しようと、広報担当になりました。「情報科学演習」では、現在最も広く使われる「明朝体」の由来
琉球大学教授職員会ニュース 123号 2009.8.10

……江戸時代に中国から招請された禅宗黄檗宗の祖・隠元が持参した長大な「一切経」(大蔵経)を弟子が刊行しようとしたが、そのためには数千巻の木版の彫りが必要であり、事業実現のために、まず、彫りやすく、読んでも肉筆に近い力と読みやすさのある印刷書体を開発した、それが明朝体の元になった……という話をしています(この版木は宇治にあり、重文だが、今も摺印され続けている)。文書の内容こそが情報の本質ですが、それを伝える表現の仕方も大事であり、一切経という文献も、明朝体という書体やその割り付け方も、ともになくなくてはならない文化と考えます。そのような次第で、ただ今ご覧のニュースなど、教授職員会の出版物の編集・版下作成などに尽力します。できるだけ頻繁に、読みやすく親しみの持てるニュースを刊行するよう励みますので、宜しく申し上げます。

書記 Y. H. ご存知でしたか? [労働協約の拡張適用]は、4分の3以上の組織率を誇る組合のみに可能です。残念ながら、当会はそこまで達していません。よって、労働協約を結びより良い環境が整っても、現状では非会員さんには適用されません。ぜひぜひ、4分の3の組織率を得るまで、教員の皆様のご加入をお待ちします。それを達成した時初めて、非会員さんも組合が交渉で得た便宜を享受できます。(労組法17条は、3/4以上の組織率の組合が結んだ労働協約は組合員以外にも適用されることを規定。)